

事 務 連 絡
令和2年2月18日

石川県内自動車分解整備事業者 殿

石川運輸支局首席陸運技術専門官

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習の細部取扱いについて

標記について、自動車技術安全部整備・保安課長から別添写し（令和2年2月10日付け事務連絡）のとおり通知があったので了知願います。



事務連絡
令和2年2月10日

管内各運輸支局首席陸運技術専門官 殿

自動車技術安全部整備・保安課長

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習の細部取扱いについて

標記について、自動車局整備課整備要員班長から別添写し（令和2年2月6日付け事務連絡）のとおり通知があったので了知されるとともに、これに基づき実施されるよう関係者の指導方お願いします。



事務連絡
令和2年2月6日

各地方運輸局自動車技術安全部整備（整備・保安）課長 殿
沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

自動車局整備課
整備要員班長

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習の細部取扱いについて

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習（以下「講習」という。）については、「電子制御装置整備の整備主任者に係る運輸支局長等が行う講習について」（令和2年2月6日付け国自整第265号、以下「局長通達」という。）及び「電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習の実施について」（令和2年2月6日付け国自整第274号、以下「課長通達」という。）により通達されたところですが、これらの実施に際しての細部取扱いについては、下記を参考として実施されるよう関係者の指導方お願いします。

記

1. 講習テキスト及び申請様式等

国土交通省ホームページに掲載する。

2. 受講申請書類等

(1) 学科申請の場合

- ① 受講申請書（別紙様式第1号）
- ② 受講票（課長通達別紙様式第1号）
- ③ 自動車整備士の技能検定に合格したことを証する書面（自動車整備士合格証書又は自動車整備士手帳等）の写し
- ④ 現に事業場において整備主任者として選任されていることを証する書面（③の書面がない者に限る）
- ⑤ 実習受講証の写し（申請時点で交付されている者に限る）
- ⑥ 切手貼付・宛名記入済み返信用封筒（郵送による受講票返付希望者に限る）
- ⑦ その他必要と認められるもの

(2) 試問申請の場合

- ① 受講申請書（別紙様式第1号）
- ② 受講票（学科申請時に提出したもの）
- ③ 実習受講証の写し（受講票の実習受講欄に押印がない場合に限る）

- ④ 切手貼付・宛名記入済み返信用封筒（郵送による受講票返付希望者に限る）
- ⑤ その他必要と認められるもの

なお、2.(1)の申請と同時にを行う場合にあつては、重複となる書類は除くことができる。

(3) 再試問申請の場合

- ① 受講申請書（別紙様式第1号）
- ② 受講票（試問申請時に提出したもの）
- ③ 切手貼付・宛名記入済み返信用封筒（郵送による受講票返付希望者に限る）
- ④ その他必要と認められるもの

3. 学科及び試問の実施方法

(1) 講習実施計画の策定

学科及び試問は、課長通達 4.(2)及び(3)に基づく実習実施計画を踏まえ、自動車整備振興会と調整の上、年度当初に当該年度の講習実施計画を策定し、これに基づき実施すること。ただし、必要に応じ追加で実施することは差し支えない。

(2) 学科及び試問実施の周知

講習実施計画策定後、次の（ア）～（エ）の内容を運輸局及び沖縄総合事務局（以下「運輸局等」という。）又は運輸監理部及び運輸支局並びに沖縄総合事務局陸運事務所（以下「運輸支局等」という。）のホームページ等、適切な方法において公表すること。

ただし、課長通達 9.においては、それぞれの公表方法によることができる。なお、実施しようとする学科の受講者が予め特定される場合にはこの限りではない。

（ア）学科及び試問の受講資格

（イ）受付期間及び受付窓口

（ウ）開催日時、場所及び定員

（エ）必要事項（必要書類及び入手方法、提出方法、講習テキストの準備方法等）

(3) 受講申請書等の受付

受付窓口において申請のあった書類について受付処理を行い、実施日ごとに受講者名簿（別紙様式第2号）を作成するとともに、受講申請書及び受講票に受講番号を付し、受講票に学科及び試問の実施日を付した上で、受講票を申請者へ返付する。ただし、試問、再試問の申請にあつては、新規申請時に付した受講番号を使用するものとする。また、実習受講証の写しの提出があつた場合には、受講票実習受講欄に押印すること。なお、試問実施日当日に未修了者に対し、再試問を実施する場合にあつては、事前の申請は不要とする。

（受講番号の例）

「受付運輸支局コード（2桁）＋受付年月（4桁）＋一連番号（4桁）」

神奈川運輸支局で令和2年3月に受け付けた例：「4202030001」

(4) 当日の受付

運輸支局等が用意した受講申請書と受講者が持参する受講票により本人確認を行うこと。

(5) 学科の実施及び受講処理

当該受付終了後、学科を実施し、受講票の学科受講欄に受講した旨を証する押印を行う。

(6) 試問の実施

学科及び実習を受講している者に試問を行う。なお、テキスト等については、試問中はカバン等の中に入れさせるなどして、カンニングなどの不正行為の防止に努めること。

(7) 正答率の確認及び処理

試問終了後、試問問題・答案用紙を回収し正答率の確認を行う。確認後、受講者に対し合否を通知するとともに合格者の受講票の修了欄に押印する。なお、試問当日に特別な理由なく無断で欠席した者については、「未修了」として扱うこととする。

(8) 修了通知方法

(ア) 試問会場において採点を行う場合

試問の会場において、その場で正答率の確認を行う場合は、採点結果を反映した受講票の返付により通知とする。

(イ) (ア) 以外の場合

結果公表日を試問会場にて通知し、後日、公示等適切な方法により受講番号を公表するとともに、採点結果を反映した受講票を受講者に返付する。なお、郵送による返却を行う場合は、切手貼付・宛名記入済み返信用封筒を受講者に用意させることができるものとする。

(9) 不正が確認された者の取扱い

不正を行ったことが確認され、2年間受講させない措置が講じられた者については、別紙様式第3号の1に記録し運輸局等間で共有するものとする。

(10) 講習修了者名簿の作成

3.(5)及び(7)について適切に把握し、課長通達 8.(2)の講習修了者名簿を作成すること。

4. 実習の実施方法

(1) 自動車整備振興会の実習

(ア) 実習の講習内容は、局長通達による電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習実施要領（以下「実施要領」という。）で定められているものであること。

(イ) 実習は、一定の自動車整備士資格保有者（以下「受講有資格者」という。）を対象とすることなく、他の者と一緒に実施しても差し支えない。ただし、実習受講有資格者以外の者が本実習を受講しても修了した扱いとしてはならない。

(ウ) 会員事業場以外の者についても適切に対応すること。

(2) 支局長認定講習機関の実習

(ア) 認定の申請ができる者

- i. 自動車メーカー系ディーラー及び輸入自動車取扱ディーラーの場合は、原則、本社の代表者とする。

なお、支局長等の管轄区域内にディーラーの本社機構がないディーラー経営の支店等に係る申請の場合も、原則、本社の代表者とする。ただし、本社と支店等が離れすぎている等の理由で、本社が支店等の研修を実施することが困難な場合であって、支店等が独自に実施要領による研修と同等以上の研修を実施できる体

制を有している場合は、支店等の代表者であっても差し支えない。

- ii. メーカー経営のサービス工場（ハイテクセンター、整備専門学校等）又は自動車メーカーが運営する研修センターの場合は、その代表者とする。
- iii. 自動車整備商工組合（北海道にあっては北海道自動車整備協同組合連合会の会員である協同組合）、全国自動車電装品整備商工組合連合会（その傘下の商工組合含む）又は日本自動車車体整備協同組合連合会（その傘下の協同組合含む）（以下「自動車整備商工組合等」という。）の場合は、組合の理事長とする。
- iv. 自動車整備士技能検定規則第6条の18第1項第1号に規定する一種養成施設（以下「一種養成施設」という。）の場合は、養成施設の長とする。

(イ) 実習の方法

- i. 自動車メーカー系ディーラー、輸入自動車取扱ディーラー及びメーカー経営のサービス工場並びに自動車メーカーが運営する研修センター（以下「ディーラー等」という。）の場合
 - ① 実習は、実施要領で定められている内容と同等以上のものとする。
 - ② 社内において教育を受けた時間（実整備作業中における教育の時間を除く。）のほか、自動車メーカー等で教育を受けた時間を含むことができるものとする。
 - ③ 実習は、支局長認定講習機関が経営する本社工場、営業所工場等のほか、ディーラー等の協力工場等を含むことができるものとする。ただし、支局長認定講習機関の管理の下、実習を実施できるものに限る。
 - ④ 実習は、受講有資格者を対象とすることなく、他の者と一緒を実施しても差し支えない。ただし、実習受講有資格者以外の者が本実習を受講しても修了した扱いとしてはならない。
 - ⑤ ①において、メーカー教育プログラムによる実習が行われた場合には、実習受講証の実習の名称欄に「自動車メーカー名+教育プログラム」と記入すること。
- ii. 自動車整備商工組合等の場合
 - ① 実習は、実施要領で定められている内容と同等以上のものとする。
 - ② 実習は、受講有資格者を対象とすることなく、他の者と一緒を実施しても差し支えない。ただし、実習受講有資格者以外の者が本実習を受講しても修了した扱いとしてはならない。
 - ③ 組合等未加入者についても適切に対応すること。
- iii. 一種養成施設の場合
 - ① 実習は、実施要領で定められている内容と同等以上のものとする。
 - ② 実習は、受講有資格者を対象とすることなく、他の者と一緒を実施しても差し支えない。ただし、実習受講有資格者以外の者が本実習を受講しても修了した扱いとしてはならない。
 - ③ 養成施設の養成課程とは明確に分けて実施すること。

(ウ) 認定の手続き等

- i. ディーラー等の場合
 - ① 認定を受けようとする者からの認定申請書（別紙様式第4号）の提出を2部と

し、実施要領に適合すると認められるときは、その1部を申請者控とし受付印を押し印して返却することにより行うこと。

- ② メーカー教育プログラムにより実習を行う場合にあっては、その内容を説明する資料に加え、当該教育プログラムが実施要領に適合していることを証する書面を求めること。
- ③ 実習の対象とする整備主任者の属する事業場が2以上の支局長等の管轄となる機関の認定を行った場合には、関係する他の支局長等あて別紙様式第4号の内容について通知すること。
- ④ 認定に当たっては、運輸支局長等において実施要領等に照らして適宜処理すること。
- ⑤ ディーラー等の支局長認定講習機関に対し、実習を受講した者の教育結果を記録しておくよう指導すること。

ii. 自動車整備商工組合等及び一種養成施設の場合

前記 i.①、③及び④を準用するほか、認定を受けた後において、実習項目（実習名）、実習時間、使用教材等に変更が生ずる場合には、運輸支局長等に実習実施計画を提出し、承認を受けるよう指導すること。

(エ) 不正が確認された支局長認定講習機関の取扱い

不正を行ったことが確認され、その認定が取り消された機関については、別紙様式第3号の2に記載し運輸局等間で共有するものとする。

(3) 支局長認定講習機関の認定等に係る実習の判断基準

整備課長通達において、局長通達による実施要領に基づく実習と同等以上と認められるものの判断については、別添又は下表の基準を参考に判断すること。

実習の定員、時間が実施要領と照らし適切か。		
実習の内容について、以下の項目が網羅されているか。		
	座学	
	電子制御装置整備の実施にあたりスキャンツール等を用いた故障原因探求の考え方、進め方などの内容があるか。（自動車車体整備士を対象とする実習に限る。）	
	先進安全装置に関して、少なくとも衝突被害軽減制動制御装置（当該装置に類するものを含む）及び自動命令型操舵機能について当該装置に係る解説、それらの装置に用いられるセンサ類の説明が含まれているか。	
	電子制御装置整備の実施（エーミング作業等）にあたり基礎的な事項（エーミングターゲットの設置方法等）の解説があるか。	
	整備作業	
	実車を用いた実習となっているか。	
受講者参加型の実習であるか。		
エーミングターゲットの設置から整備作業完了までの一連のエーミング作業がなされる内容となっているか。		

5. 講習修了に関する事項

(1) 講習を修了したことを証する書面

受講票の学科受講欄、実習受講欄及び修了欄に押印があることをもって、講習を修了したことを証する書面とする。

(2) 講習修了者名簿の管理

課長通達に基づき作成した講習修了者名簿については、各運輸局において適切に管理し、運輸局等間の問い合わせに対応すること。

(3) 保存期間

試問問題・答案用紙及び課長通達 1. (5)に基づき回収した受講票については、原本を試問実施年度の翌年度の4月1日から起算して1年間保存するものとする。

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 受講申請書

【学科・試問・再試問】

〇〇運輸支局長(←陸運監査部長・沖縄総合事務局陸運事務所長) 殿

提出年月日(和暦) 年 月 日

再提出年月日(和暦) 年 月 日

道路運送車両法施行規則第 57 条第 7 号及び第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 7 号に掲げる講習(電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習)の受講を申請します。

氏名	㊟	電話番号	— —
住所	〒		生年月日(和暦)
整備士の種類	種類	合格年月日(和暦)	合格番号
		年 月 日	第 号
受講内容 該当に○	1. 学科	2. 試問	3. 再試問
受講希望 日時(和暦)	第1 希望	年 月 日 第 回	第1 希望
	第2 希望	年 月 日 第 回	第2 希望
学科受講状況 該当に○	1. 未受講 2. 受講済み	実習受講状況 該当に○	1. 未受講 2. 受講済み

- ① 受付期間内に申請すること。なお、記載内容に虚偽があった場合には、受講を取り消します。
- ② 記載内容を修正する場合には、修正印を押印の上、記載すること。
- ③ 自動車整備士資格の取得を証明する書面の写しを添付すること。
- ④ 学科又は実習の講習が修了している場合、証明する書面の写しを添付すること。
- ⑤ 受講希望日時は、申請先の運輸支局等が公表した実施日を記載すること。
- ⑥ 押印することに代えて、署名することができる。

【注意事項】

点線内は、記載しないこと

受講番号

第

号

証明写真欄

【証明写真について】

受講票と同じ写真を貼付すること

- 最近1年以内の上半身脱帽(宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く)のもの
- 印刷写真の場合は、大きさは縦 4cm × 横 3cm とし、裏面に「氏名」を記載し、のりをつけて貼付すること
- デジタル写真の場合は、解像度は 600 × 450 pixel 以上とする

受付印

電子制御装置整備の整備主任者資格取得講習の機関認定申請書

年 月 日

運輸局 運輸支局長殿

名 称

所在地

代表者

印

「電子制御装置整備の整備主任者に係る運輸支局長等が行う講習について（令和 2 年 2 月 6 日付け、国自整第 265 号）」の電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習実施要領に基づき、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習の実習実施機関として認定を受けたく申請いたします。

1. 実習担当責任部署
2. 実習実施場所
3. 実習の名称
4. 実習の内容

5. 使用教材等

6. 実習実施要領

申請の件については認定する。

年 月 日

運輸局

運輸支局長

受
付
印

(日本産業規格 A 列 4 番)

備考 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

ディーラー等の場合の記載例

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習の機関認定申請書			
		年	月 日
〇〇運輸局〇〇運輸支局長 殿		名 称	
		所在地	
		代表者	印
<p>「電子制御装置整備の整備主任者に係る運輸支局長等が行う講習について（令和2年2月6日付け、国自整第265号）」の電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習実施要領に基づき、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習の実習実施機関として認定を受けたく申請いたします。</p>			
1. 講習担当責任部署	〇〇部〇〇課		
2. 講習実施場所	本社及び主要営業所の会議室、点検作業場		
3. 実習の名称	トヨタ教育プログラム		
4. 実習の内容	ア. 新型車及びマイナーチェンジ車等の車両概要、構造・機能 イ. 電子制御装置整備に係る新機構、新装置の点検、整備要領及び故障診断 ウ. 整備、検査用機器の取扱い等		
5. 使用教材等	(1) 整備要領書 (2) 新型車解説書 (3) サービス技術情報 (4) 電気配線図集 (5) OHP、ビデオ (6) 実車		
6. 実習実施要領	別添の実習実施要領による。		
申請の件については認定する。			受
令和	年	月 日	運輸局 運輸支局長 付印

(日本産業規格A列4番)

備考 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

商工組合等の場合の記載例

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習の機関認定申請書

年 月 日

〇〇運輸局〇〇運輸支局長 殿

名 称
所在地
代表者 印

「電子制御装置整備の整備主任者に係る運輸支局長等が行う講習について（令和2年2月6日付け、国自整第265号）」の電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習実施要領に基づき、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習の実習実施機関として認定を受けたく申請いたします。

1. 実習担当責任部署 〇〇部〇〇課
2. 実習実施場所 〇〇整備商工組合教育センター
3. 実習の名称 ADAS 研修
4. 実習の内容 ア. 先進安全技術の概要等
イ. 実車を用いたエーミング作業

5. 使用教材等 (1) ADAS 研修テキスト
(2) 実車
(3) 整備用機器

6. 実習実施要領 別添の開催通知

申請の件については認定する。

令和 年 月 日

運輸局

運輸支局長

受
付
印

(日本産業規格A列4番)

備考 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

一種養成施設の場合の記載例

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習の機関認定申請書

年 月 日

〇〇運輸局〇〇運輸支局長 殿

名 称
所在地
代表者 印

「電子制御装置整備の整備主任者に係る運輸支局長等が行う講習について（令和2年2月6日付け、国自整第265号）」の電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習実施要領に基づき、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習の実習実施機関として認定を受けたく申請いたします。

1. 実習担当責任部署 〇〇部〇〇課
2. 実習実施場所 〇〇自動車大学校
3. 実習の名称 電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習
4. 実習の内容 電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習実施要領に規定される内容

5. 使用教材等 (1) 電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習テキスト
(2) 実車
(3) 整備用機器

6. 実習実施要領 別添の開催通知

申請の件については認定する。

令和 年 月 日

運輸局

運輸支局長

受
付
印

(日本産業規格A列4番)

備考 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

局長通達による電子制御装置整備の整備主任者資格取得講習実施要領に基づく実習と同等以上と認められる研修等

番号	名称	実施者	実施日	対象整備士
1	ADAS研修	(一社)日本自動車整備振興会連合会が作成した研修資料(資料名: ADAS(先進運転支援システム))を用いて研修を実施した自動車整備振興会	-	自動車車体整備士以外
2	先進安全自動車(ASV)研修会 「センサ等のエーミング調整」 (トヨタ編)	(一社)札幌地方自動車整備振興会	H30.8.20	自動車車体整備士以外
3	先進安全自動車(ASV)研修会 「センサ等のエーミング調整」 (ダイハツ編)	(一社)札幌地方自動車整備振興会	H30.8.6	自動車車体整備士以外
4	先進安全自動車(ASV)研修会 「センサ等のエーミング調整」	(一社)札幌地方自動車整備振興会	H29.9.15	自動車車体整備士以外
5	自動ブレーキ等に係るエーミング研修	(一社)帯広地方自動車整備振興会	H30.10.2 ~15	自動車車体整備士以外
6	先進安全自動車(ASV)研修会 ~センサ等のエーミング調整~	(一社)釧路地方自動車整備振興会	H30.12.11 R1.6.19	自動車車体整備士以外
7	先進安全技術搭載車の前方カメラ、 ミリ波レーダーに係わる エーミング調整研修会	(一社)北見地方自動車整備振興会	-	自動車車体整備士以外
8	先進安全自動車(ASV)研修会	(一社)福島県自動車整備振興会	H30.7.4 H30.11.8	自動車車体整備士以外

9	ASVシステム搭載車先進安全自動車セミナー	(一社)青森県自動車整備振興会	H28.8.23 H28.8.24	自動車車体整備士以外
10	令和元年度ASVIに係るエーミング研修	(一社)山形県自動車整備振興会	-	自動車車体整備士以外
11	平成30年度ASVIに係るエーミング研修	(一社)山形県自動車整備振興会	-	自動車車体整備士以外
12	令和元年度整備主任者技術研修	(一社)長野県自動車整備振興会	-	自動車車体整備士以外
13	衝突被害軽減ブレーキ装着車(ADAS)講習	(一社)石川県自動車整備振興会	R1.6.26 R1.6.27	自動車車体整備士以外
14	平成30年度整備主任者技術研修	(一社)石川県自動車整備振興会	-	自動車車体整備士以外
15	新技術(先進安全自動車)研修会トヨタ編	(一社)富山県自動車整備振興会	R2.1.29	自動車車体整備士以外
16	新技術(先進安全自動車)研修会ホンダ編	(一社)富山県自動車整備振興会	R2.1.17	自動車車体整備士以外

17	新技術(先進安全自動車)研修会	(一社)富山県自動車整備振興会	H29.10.18 H29.11.14	自動車車体 整備士以外
18	令和元年度ディーラー別研修会 トヨタモビリティ東京編	(一社)東京都自動車整備振興会	R1.12.16	自動車車体 整備士以外
19	令和元年度ディーラー別研修会 東京日産自動車販売編	(一社)東京都自動車整備振興会	R1.11.16	自動車車体 整備士以外
20	令和元年度ディーラー別研修会 スズキ編	(一社)東京都自動車整備振興会	R1.12.7	自動車車体 整備士以外
21	新機構・新装置説明会	(一社)神奈川県自動車整備振興会	H30.12.13 H31.2.4 R1.5.23 R1.6.18 R1.12.2 R2.2.6	自動車車体 整備士以外
22	自動ブレーキ車のエーミング調整	(一社)埼玉県自動車整備振興会	H30.9.1 H30.11.7 H31.2.19 R1.9.5 R1.9.7 R1.9.11 R1.9.25	自動車車体 整備士以外
23	衝突被害軽減ブレーキのエーミング 講習会 (スズキ四輪編)	(一社)群馬県自動車整備振興会	R1.10.10	自動車車体 整備士以外
24	衝突被害軽減ブレーキのエーミング 講習会 (ホンダ四輪編)	(一社)群馬県自動車整備振興会	R1.8.23	自動車車体 整備士以外

25	衝突被害軽減ブレーキ装置の エーミング講習会 (ダイハツ編)	(一社)群馬県自動車整備振興会	H31.2.7	自動車車体 整備士以外
26	自動ブレーキ装置のエーミング講習 会 (SUBARU編)	(一社)群馬県自動車整備振興会	H30.8.3	自動車車体 整備士以外
27	メーカー別技術講習会 ダイハツ編・ホンダ編	(一社)千葉県自動車整備振興会	H31.2.7	自動車車体 整備士以外
28	メーカー別技術講習会 トヨタ編・スズキ編	(一社)千葉県自動車整備振興会	H31.2.6	自動車車体 整備士以外
29	メーカー別技術講習会 スズキ編・ダイハツ編	(一社)千葉県自動車整備振興会	H30.3.6	自動車車体 整備士以外
30	メーカー別技術講習会 スズキ編	(一社)千葉県自動車整備振興会	H29.2.8	自動車車体 整備士以外
31	メーカー別技術講習会 TOYOTA編・日産編	(一社)千葉県自動車整備振興会	H29.2.14	自動車車体 整備士以外
32	メーカー別技術講習会 SUBARU編	(一社)千葉県自動車整備振興会	H28.2.5	自動車車体 整備士以外

33	エーミング調整に係る研修会 《《実習編》》	(一社)茨城県自動車整備振興会	R2.2.13 R2.3.3	自動車車体 整備士以外
34	エーミング研修会	(一社)栃木県自動車整備振興会	H30.12.3 H30.12.4	自動車車体 整備士以外
35	新機構・新技術(エーミング)講習 (先進運転支援システム)	(一社)山梨県自動車整備振興会	H30.11.19 R1.7.18 R1.12.11	自動車車体 整備士以外
36	エーミング体験講習会	(一社)山梨県自動車整備振興会	H30.4.26	自動車車体 整備士以外
37	ASV(先進安全自動車)研修	(一社)愛知県自動車整備振興会	H30.11.4 H30.12.9 H30.12.13 H31.1.26 H31.1.28 H31.3.14 R1.9.13 R1.11.16 R2.1.25 R2.3.13	自動車車体 整備士以外
38	令和元年度特別技術研修 「スズキ セーフティサポート(衝突 被害軽減ブレーキ)のエーミング」	(一社)静岡県自動車整備振興会	R2.1.31 R2.1.27 R2.2.14	自動車車体 整備士以外
39	平成31年度特別技術研修 「先進運転支援システムにおける エーミング調整」	(一社)静岡県自動車整備振興会	H31.4.4 H31.4.9 H31.4.16	自動車車体 整備士以外
40	平成30年度特別技術研修 「先進運転支援システムにおける エーミング調整」	(一社)静岡県自動車整備振興会	H30.8.10 H30.9.10 H30.9.11 H30.9.21 H30.9.25	自動車車体 整備士以外

41	平成30年度スキャンツールフォローアップセミナー	(一社)静岡県自動車整備振興会	H31.1.29 H31.2.26 H31.3.1	自動車車体整備士以外
42	平成27年度整備主任者技術研修会 動力伝達装置(AT,CVT等の構造・機能及び故障診断/ボデー電装系の構造・機能及び故障診断)	(一社)静岡県自動車整備振興会	-	自動車車体整備士以外
43	ADAS研修(エーミング研修)	(一社)岐阜県自動車整備振興会	-	自動車車体整備士以外
44	「衝突被害軽減ブレーキ用センシングデバイスのエーミング調整」研修会	(一社)三重県自動車整備振興会	R1.12.16	自動車車体整備士以外
45	「衝突被害軽減ブレーキ用センシングデバイスのエーミング調整」研修会	(一社)三重県自動車整備振興会	R1.11.19	自動車車体整備士以外
46	日立ダイアグモニタ研修会	(一社)福井県自動車整備振興会	H30.9.7	自動車車体整備士以外
47	平成29年スキャンツールフォローアップ研修会 ASV(先進安全自動車)の整備	(一社)福井県自動車整備振興会	H29.12.20	自動車車体整備士以外
48	ASVの新技术とスキャンツール (エーミング作業編) (株式会社バンザイ)	(一社)大阪府自動車整備振興会	H30.11.3	自動車車体整備士以外

49	ASVの新技术とスキャンツール (エーミング作業編) (株式会社バンザイ) (株式会社ツールプラネット)	(一社)大阪府自動車整備振興会	H30.1.18	自動車車体 整備士以外
50	整備技術研修会 新機構解説並びに次世代自動車の 構造機能、及び点検整備項目の実 施方法	(一社)大阪府自動車整備振興会	R1.6.8 R1.9.7 R1.10.13 R1.11.17	自動車車体 整備士以外
51	エーミング調整作業研修会	(一社)大阪府自動車整備振興会	H30.7.30 H30.10.18 H30.10.20 H30.12.3 R1.10.2 R1.12.17	自動車車体 整備士以外
52	エーミング作業勉強会	(一社)大阪府自動車整備振興会	R1.10.2	自動車車体 整備士以外
53	平成29年度衝突被害軽減ブレーキ 講習会(基礎編)	(一社)京都府自動車整備振興会	H30.1.26	自動車車体 整備士以外
54	平成30年度衝突被害軽減ブレーキ 講習会(基礎編)	(一社)京都府自動車整備振興会	H30.11.7 H30.11.8 H30.11.9	自動車車体 整備士以外
55	H31年度整備主任者技術研修会 午後実習編	(一社)京都府自動車整備振興会	-	自動車車体 整備士以外
56	ADAS(先進運転支援システム)研 修会	(一社)兵庫県自動車整備振興会	R1.9.2 R1.9.5 R1.9.17 R1.9.18	自動車車体 整備士以外

57	ASVエイミングセミナー (株式会社ミヤコ)	(一社)奈良県自動車整備振興会 奈良県自動車整備商工組合	R2.2.18	自動車車体 整備士以外
58	ASVエイミングセミナー (株式会社バンザイ)	(一社)奈良県自動車整備振興会 奈良県自動車整備商工組合	R2.1.30	自動車車体 整備士以外
59	ASVエイミングセミナー (株式会社バンザイ)	(一社)奈良県自動車整備振興会 奈良県自動車整備商工組合	H30.7.13 H31.2.1 R1.7.12 R1.8.6	自動車車体 整備士以外
60	ASVエイミングセミナー (株式会社あいおいニッセイ同和自 動車研究所)	(一社)奈良県自動車整備振興会 奈良県自動車整備商工組合	H30.1.19	自動車車体 整備士以外
61	ASV・エーミング研修会	(一社)滋賀県自動車整備振興会	H30.5.9 H30.7.25 H30.7.26 H30.11.13 H30.11.14 R1.7.24 R1.7.25 R1.12.4 R1.12.5	自動車車体 整備士以外
62	ADAS(先進運転システム)の概要 研修会	(一社)広島県自動車整備振興会	R2.1.28 R2.1.29 R2.2.6	自動車車体 整備士以外
63	ADASエーミング講習会	(一社)山口県自動車整備振興会	R1.11.21	自動車車体 整備士以外
64	H31年度整備主任者技術研修	(一社)香川県自動車整備振興会	R1.6.27 R1.7.11	自動車車体 整備士以外

65	スマートアシストⅢ研修会	(一社)香川県自動車整備振興会	H30.6.24	自動車車体整備士以外
66	新機構技術研修 『スマートアシスト(ダイハツ)』	(一社)香川県自動車整備振興会	H27.6.21	自動車車体整備士以外
67	先進運転支援システム『前方障害物検出装置』レーダー及びカメラ・エーミング作業研修会	(一社)高知県自動車整備振興会	R1.8.18 R1.10.20	自動車車体整備士以外
68	先進技術車両研修会	(一社)福岡県自動車整備振興会	H30.10.13 H30.10.31 R1.7.9 R1.7.25 R1.9.7 R1.9.24 R1.9.25 R1.10.19	
69	エーミング調整研修会	(一社)大分県自動車整備振興会	R1.11.14	自動車車体整備士以外
70	H30年度整備主任者技術研修	(一社)熊本県自動車整備振興会	H30.7.12	自動車車体整備士以外
71	ASV(先進安全自動車)講習会	(一社)宮崎県自動車整備振興会 宮崎県自動車整備商工組合	H30.3.8	自動車車体整備士以外
72	高度化車体技能講習電子編	日本自動車車体整備協同組合連合会	-	対象全て

73	高度化車体技能講習電子制御装置編	日本自動車車体整備協同組合連合会	-	対象全て
74	令和元年度秋の研修会 (ADAS講習会)	石川県電装品整備商工組合	R1.11.10	自動車車体整備士以外